

所得税等の確定申告はお早めに ~臼杵税務署からのお知らせ~

所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告期限、納期限は 3月17日(月)まで

消費税及び地方消費税の申告期限、納期限は 3月31日(月)まで

○『確定申告書記載会場』および『申告書の提出先』

内 容	期 間	場 所	郵送の場合の送付先
所得税及び復興特別所得税の確定申告	2/17(月)～3/17(月)	臼杵税務署 1階会議室	〒875-8686 私書箱第10号 臼杵税務署 行
贈与税の申告	2/ 3(月)～3/17(月)		
消費税及び地方消費税の確定申告	2/17(月)～3/31(月)	※土曜、日曜および祝日等を除く。 ※受付相談時間：9時～16時	

※税務署の閉庁日(土曜、日曜、祝日等)は、申告書等の受付を行っていませんが、電子申告、郵送または税務署玄関前の時間外受取箱に投函することにより申告書等を提出できます。

《所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な方》

- 事業所得、農業所得、不動産所得等がある方や土地、建物、株式等を売却された方で、昨年中の所得の合計が基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方
- サラリーマンで、給与の年収が2,000万円を超える方や、給与所得及び退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える方など

《申告に必要なもの》

- 源泉徴収票（給与所得や公的年金等の雑所得および退職所得等の収入のあった方）
 - 証明書、領収書（社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除や寄付金控除等を受ける場合に必要となります）
 - 総収入金額および必要経費の内訳を記載した青色申告決算書や収支内訳書（事業所得、農業所得、不動産所得のある方）
 - 印鑑、本人名義の金融機関名および口座番号の分かる書類
- (注) 税務署確定申告書の用紙が送付されている方は、その用紙をご持参ください。
・昨年の確定申告で、自宅や税務署の会場などのパソコンから「国税電子申告・納税システム」を利用して申告された方は、利用者識別番号および暗証番号が分かる書類をご持参ください。

○平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

対象となる方：事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※ 所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります

記帳する内容：売上などの収入金額、仕入や経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上・仕入・経費の金額等を帳簿に記載します

帳簿等の保存：収入金額や必要経費を記載した帳簿（7年）のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類（5年）を保存する必要があります。

※（ ）内は保存期間です。

○申告書の本人控の作成・保存をお願いします

翌年以降の申告書作成の参考になりますので、申告書の本人控も作成し、確実に保存してください。
なお、申告書の「本人控」への税務署受付印は、「提出用」と一緒に提出した場合のみ押印できます。

また、郵送により提出される方で受付印の必要な方は、提出用申告書のほかに本人控と切手を貼った返信用封筒を同封してください。

○納税は確実・便利な口座振替をご利用ください

簡単な手続きで、預貯金口座から自動的に納税することができます。
まだ利用されていない方は、ぜひ、今年の確定申告からご利用ください。

振替納税による口座引き落し日は、次のとおりです。

所得税及び復興特別所得税 …… 平成26年4月22日(火)

消費税及び地方消費税 …… 平成26年4月24日(木)



問い合わせ先／臼杵税務署 63-8522 (自動音声案内)